

## 小田急ポイントサービス特約

### 第1条 (特約の目的)

- (1)当社は、会員に対し、会員規約第5条に定める付帯サービスの1つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店（以下「ポイント加盟店」といいます。）において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。
- (2)ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約および小田急ポイントカード特約に従うものとします。

### 第2条 (カードの利用特典)

- (1)加盟店で、商品・権利の購入、サービスの提供を受ける際、会員には次のとおりポイントが付与されます。
  - ①お買上げ・ご利用ポイント  
ア.ポイント加盟店でカードを提示することにより、お買上げ・ご利用ポイントが付与されます。  
イ.ポイント加盟店によりポイント付与率や対象商品・サービス、対象となる支払方法、付与日などの付与方法が異なります。  
ウ.他のポイントを含む優待および割引制度を利用した場合、ポイント付与はされません。
  - ②クレジットご利用ポイント  
ア.加盟店でカードによるクレジット決済をしたとき、カード決済金額に応じて、クレジットご利用ポイントが付与されます。  
イ.クレジットご利用ポイントは、利用代金明細書に表示され、約定支払日に付与されます。ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いを指定したときには、初回の約定支払日に当該お買い上げ金額の全額相当分のポイントが一度に付与されます。  
ウ.カード年会費、キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い等金融商品の利用分、その他当社がポイント対象外と指定する利用分は、ポイント付与の対象となりません。  
※ポイント加盟店を除く加盟店においてクレジット決済をしたときには、①のポイントは付与されません。  
※JALカード OPクレジット会員は、一部のご利用分のみ②のクレジットご利用ポイントが付与されます。
  - ③ポイントの合算  
上に掲げる、本会員の利用によるポイントと家族会員の利用によるポイントは合算されます。
- (2)会員は以下のとおりポイント加盟店でポイントを利用することができます。
  - ①ポイント加盟店におけるポイントの利用方法は、以下のとおりで、ポイント加盟店により方法が異なります。
    - ア.1ポイント単位で、ポイントを商品・権利、サービスの代金に直接充当する方法
    - イ.当社が指定する商品・サービス（ポイント還元商品）に引き換える方法
    - ウ.その他当社またはポイント加盟店の指定する方法
  - ②合算したポイントは、本会員、家族会員のいずれのカードからでも利用できます。
  - ③ポイントの利用方法にかかわらず、釣銭はお出しできません。
  - ④ポイントは現金との引き換えはできません。
  - ⑤ポイントの利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとなります。

### 第3条 (ポイントの積立期間・有効期限)

- (1)ポイントの積立期間は本会員の入会月から翌年同月末日までを初年度とし、次年度以降については、初年度終了月末日の翌日から1年間を各年度として、この各年度をポイント積立期間とします。ポイントの積立は年度毎に終了し、年度を越えるポイントの持ち越しはできません。
- (2)ポイントの有効期限は、積立期間終了後3カ月間とします。
- (3)本特約第4条の処理により、ポイントがマイナスになった場合のポイントは次年度に持ち越されるものとします。

### 第4条 (返品・取消時の処理)

- (1)ポイント加盟店において購入した商品・権利および提供されたサービスを、会員の都合その他の事由で返品・取消した場合は、レシートとともにカードを提示し、当該付与ポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。なお、ポイントがマイナスになった場合には、当社が認めた場合を除き、マイナスポイント数に相当する現金を請求します。
- (2)商品・権利の購入およびサービスを受けた際に、ポイントの利用があった場合には、ポイント加盟店による同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。
- (3)クレジットご利用ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の精算月の約定支払日に差し引くものとします。

### 第5条 (ポイント照会)

会員は、当社所定のウェブサイトやスマートフォンアプリ、小田急ポイント専用デスク（0422-35-9003）にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートにて確認できるものもあります。

### 第6条 (カード再発行時のポイント)

会員がカードを破損またはカードが磁気不良で読取不可能となり、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、カードの紛失・盗難が発生した場合、第三者に利用されたポイントおよびポイントの失効について当社は一切の責任を負いません。

### 第7条 (業務委託)

- (1)会員は、当社が当社の指定する委託先（以下「指定委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
  - ①ポイントの加算・利用にかかわる業務
  - ②ポイントの情報処理・電算機処理に附随する業務
  - ③その他ポイントにかかわる業務のうち当社が指定したもの
- (2)会員は、当社が前項の指定委託先に対する委託業務の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
- (3)会員は、指定委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定委託先に提供することを予め承諾するものとします。

### 第8条 (ポイントサービスの一時停止・ポイント失効・ポイントの取り消し)

- (1)会員が退会又は会員資格を喪失した場合、ポイントの残数・利用累計金額に関する権利を喪失するものとします。
- (2)当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、ポイントサービスおよびクレジット機能の全部または一部の利用を停止させることができるものとします。なお、本条第2項第2号に該当する場合には、利用停止措置の実施の有無を問わず、会員に付与する予定のポイントを取り消し、または既に付与されたポイントの全部または一部を失効させることができるものとします。
  - ①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - ②ポイントを不正に取得しもしくは取得しようとし、または、不正に利用したと当社が判断したとき
  - ③ポイントサービスの運営を妨害したとき
  - ④会員規約および本特約に違反したとき
  - ⑤その他、当社がポイントサービスの利用を不適切であると判断したとき

### 第9条 (当社の免責事項)

- (1)ポイントサービスの利用に関連して、会員に損害が生じた場合（ポイント還元商品の欠陥による損害を含みますが、これに限られませ

- ん。)であっても、当社およびポイント加盟店は、故意または重過失ある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- (2)本特約第2条に定める利用特典の内容は、当社または加盟店の都合により、会員への通知なしに、追加、削除、変更または一時停止されることがあります。この場合でも、当社および加盟店は、故意または重過失ある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- (3)ポイントサービスにおいて、天災地変等、当社の責任に帰すべからざる事由から会員に生じた不利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4)当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益については、当社はいかなる場合も責任を負わないものとします。

#### 第10条 (本特約およびその改定)

本特約に定めのない事項は、会員規約の規定に準ずるものとします。また、本特約の改定は、会員規約第49条「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

2024年3月現在  
(TK004106・20240401)

#### 小田急ポイントカード特約

1.会員は、後に掲げる小田急グループ各社（以下「小田急グループ」といいます。）が、本特約第2項に掲げる目的のために、以下の情報を共有することを予め承諾するものとします。

<共有する情報>

- ①小田急お客さま番号（カード券面に記載または小田急ポイントアプリに表示されているポイント会員番号）、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、当社に当社所定の入会申込書等により届け出ている会員の情報
- ②会員のカードの利用内容および小田急グループとの取引内容をポイントサービス等の優遇サービスに対応させポイント化した情報および小田急グループからの提案内容

2.本特約第1項により当社および小田急グループで共有された情報は、以下の目的で利用されるものとします。

<目的>

- ①小田急グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施
- ②小田急グループが取り扱う商品・サービスに関する情報の会員へのご案内、アフターサービスの提供
- ③小田急グループが所有する不動産のテナント各店が取り扱う商品・サービスに関する情報の会員へのご案内、アフターサービスの提供
- ④小田急グループが取り扱う商品・サービスに関する新商品・新機能・新サービス等の開発および市場調査等のアンケートへの使用
- ⑤小田急グループから会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認
- ⑥小田急グループにおける会員からのお問い合わせに対する対応

※なお、小田急グループからの商品、サービス情報のご案内および市場調査等のアンケートへの使用については、会員の申し出により、いつでも開始または停止することができます。開始または停止に関するお問い合わせは、会員規約末尾に記載の当社相談窓口へご連絡ください。

3.小田急グループは、本特約第1項により共有する会員の情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、本特約第2項に掲げる目的以外には使用しないものとします。

4.会員は、業務委託に関し、以下の各号について予め異議なく承諾するものとします。

(1)小田急グループが、小田急グループの指定する委託先（以下「指定委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託すること

<委託業務>

小田急グループから会員へのダイレクトメール送付業務  
カードの情報処理・電算機処理業務およびこれらに付随する業務

(2)小田急グループが、本特約第4項第1号の委託業務の範囲を追加・変更することがあること

(3)指定委託先が本特約第4項第1号の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を小田急グループが指定委託先に提供すること

5.本特約に定めのない事項は会員規約の規定に準ずるものとします。また、本特約の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

#### 《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、小田急ハイウェイバス(株)、(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、(株)東海バス、小田急交通(株)、神奈中タクシー(株)、(株)海老名相中、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、小田急交通南多摩(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根観光船(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd、(株)小田急SCディベロップメント、箱根施設開発(株)、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄UDS(株)、(株)誉都思建築咨询(北京)有限公司、(株)誉都思酒店管理(北京)有限公司、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)中央自動車、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスピジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマニックホールディングス、(株)ヒューマニック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計83社 2023年12月1日現在  
(TK004102・20240401)

#### OPクレジット・JCB特約(抄)

##### 第1条 (カードの名称)

本カードは株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」といいます。）が小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）と提携して発行するもので「OPクレジット・JCB」（以下「本カード」といいます。）と称するものを指します。

##### 第2条 (会員)

1.OPクレジット・JCB特約（以下「本特約」といいます。）、別途当社の定める「小田急ポイントカード特約」、「小田急ポイントサービス特約」、および別途JCBが定める会員規約（以下「JCB会員規約」といいます。）を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下「両社」といいます。）が認めた方を会員（以下「会員」といいます。）とし、JCBが本カードを貸与します。

2.本特約において用いる用語は、本特約に定義がない限り、JCB会員規約の用語の用法に従うものとします。

##### 第3条 (小田急お客さま番号)

1.「小田急お客さま番号」とは、本カード券面に記載または小田急ポイントアプリに表示されているポイント会員番号のことをいいます。

2.小田急お客さま番号は、本カードの表面または裏面に表示されています。

#### 第4条 (小田急お客さま番号の変更)

当社は、当社またはJCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、小田急お客さま番号の変更ができるものとします。その場合、JCBが必要と認めるときは、JCBは会員に対してカードを再発行します。

#### 第5条 (カードの機能)

JCB会員規約で規定の内容に関わらず、2010年12月1日から2023年8月15日までに両社が入会を認めた本会員およびその家族会員に対しては、金融サービスを提供しておらず、キャッシングサービスを利用することができません。(利用可能枠は設定されていません。)

#### 第6条 (提供サービスと利用)

- 1.当社(本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等(第2条に定める特約を含むが、それらに限られない。)がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないとして合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3.当社が必要と認めるときは、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

#### 第7条 (年会費)

OPクレジット・JCBを保有の会員は、JCBに対し、JCBが通知または公表する年会費を支払うものとします。ただし、入会2年度目以降の年会費は、前年度(各年度は本会員のカード入会日の月日の含まれる標準期間の初日から1年間とします。)の本カードによるショッピング利用の利用代金(ショッピング残高枠の利用による手数料その他各種手数料、キャッシングサービスの利用代金、年会費等は含みません。)の合計額(本会員と家族会員の金額を合算します。)が、JCB所定の金額以上である場合(ただし、合算の対象は当該期間内に加盟店からJCBに売上票が到着しているショッピング利用の利用代金に限ります。)には、JCBが負担します。なお、JCBは12ヶ月前までに会員へ通知をすることで本項に記載の年会費条件を変更できるものとします。

#### 第8条 (個人情報の取り扱い)

- 1.会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」といいます。)は、当社が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)について必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
  - (1)本項2号以下に掲げる目的のため、当社が以下の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を収集し、保有し、利用すること。
    - ①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねます。)、勤務先・職業・カードの利用目的・電子メールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項
    - ②入会申込日・入会承認日・有効期限・利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項
    - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項
    - ④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCBが収集したカード利用・支払い履歴
  - (2)以下の目的のために、当社が前号に掲げる個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および本号④に定める営業案内について当社に中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申し出は本特約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。
    - ①本カードに関する当社のサービスの提供
    - ②当社の定款記載の事業(総称して「当社の事業」といいます。)における取引上の判断
    - ③当社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。なお、当社の事業の具体的内容については、当社ホームページにてご案内しております。  
当社ホームページ(URL) <https://www.odakyu.jp/>
    - ④当社の事業における宣伝物の送付または電話・電子メールその他の通信手段等の方法による、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内
      - (ア)当社
      - (イ)当社指定の店舗・施設等
    - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提出
  - (3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員がカードをオートチャージ対象カードとして株式会社パスモの発行するオートチャージ用PASMOを申し込み、株式会社パスモ(以下「パスモ社」といいます。)が承認した場合、JCBが会員の以下の個人情報を、それぞれ以下の目的でパスモ社に対して提供することを、会員は同意するものとします。

パスモ社に提供する情報	利用目的
住所	オートチャージ用PASMO発送および手続き上の連絡目的
性別、生年月日および電話番号	PASMOへの登録およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的
本カードのカード番号および有効期限	申し込んだPASMOでのオートチャージサービスに係る利用代金の決済の利用目的

※ PASMO 取扱規則： <https://www.pasmo.co.jp/condition/>

※ オートチャージサービス取扱規則： <https://www.pasmo.co.jp/condition/autocharge/>

- 3.会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
- 4.会員は、当社が本条第1項(2)に記載の目的で個人情報を利用するために、本条第1項(1)に記載の情報を両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第9条 (個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員は、当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は本特約末尾に記載の当社相談窓口へ連絡するものとします。
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第10条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社またはJCBは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または特約に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。なお、第8条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があつて

も、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはありません（本条に関する申し出は本特約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。）。

**第11条（契約不成立時の個人情報の利用）**

当社またはJCBが入会をお断りする場合であっても、入会申込の事実、お断りする理由のいかんにかかわらず、第8条に定める目的（ただし、第8条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

**第12条（退会者の個人情報の利用）**

当社は、退会の申し出または会員資格の喪失後も、第8条に定める目的（ただし、第8条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内等を除きます。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

**第13条（会員資格の喪失）**

会員が本カードを退会した場合、または本カードの会員資格を喪失した場合は、本特約にかかる契約関係も終了するものとします。

**第14条（適用関係）**

- 1.本特約はJCB会員規約に優先して適用されるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、JCB会員規約、小田急ポイントカード特約、小田急ポイントサービス特約、その他本カードに関する規約・規定等が適用されるものとします。

**第15条（本特約の改定）**

本特約の改定については、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

**<ご相談窓口>**

本特約についてのお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記におたずねください。

小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当  
〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2 (TEL) 03-3349-9931

(TK004103・20230816)